

第 6 2 回 兵 庫 県 国 土 利 用 計 画 審 議 会

平 成 2 9 年 1 2 月 2 1 日 (木)

神 戸 市 教 育 会 館

第62回兵庫県国土利用計画審査会

平成29年12月21日（木）

神戸市教育会館4階404会議室

開会 午前10時00分

○会長 それでは、ただいまから審議に入ってまいります。

本日の議案は諮問が1件です。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 本日の諮問案件ですが、お手元の諮問書にありますとおり、国土計画法第9条第1項の規定によります土地利用基本計画に関しまして、その一部を変更したいということで、同条第14項により準用します同条第10項の規定により当審議会に諮問させていただくものです。お手元、資料1から資料6まで参考資料ということでお配りさせていただいています。なお、事前にお配りさせていただいた資料と同じですが、資料1の一番最後に土地利用基本計画と主な土地利用に関する個別規制法との関係という1枚物を追加させていただいています。そのほかは、先日皆様方のお手元にお送りしたものから変更箇所はありません。

それでは、本日の議題の「土地利用基本計画の一部変更」につきまして、まずお手元の資料1、「土地利用基本計画の変更について」に沿いまして、計画の概要と変更の経緯についてご説明します。

1ページ目をご覧ください。土地利用計画ですが、国土利用計画法第9条第1項の規定に基づく計画でして、国土利用計画を基本としまして個別規制法、具体的には都市計画法、農業振興地域の整理に関する法律、いわゆる農振法、森林法、自然公園法、自然環境保全法等ですが、それらの法律に基づく諸計画に対する上位計画として位置づけられているものです。記載の図の方をご覧ください。国土利用計画法の体系におきましては、まず、真ん中に記載の国土利用計画におきまして、国土の利用に関する基本的な構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規

模の長期的な目標、すなわち国土利用のあり方について定めることとなっており、国土利用計画は国土づくりの方向性を示す国土形成計画と一体のものとして定めることとなっており、国におきましては平成27年8月に第五次全国計画として改定が行われたところです。

また、国土利用計画の県計画につきましては、全国計画を基本とすることとなっております。このことから、この第五次全国計画を基本とし、当国土利用計画審議会でのご議論、また県議会におけます議決を経て、平成29年3月に第五次兵庫県国土利用計画として改定を行ったところです。改定に当たりましては3度の特別委員会、また2度の審議会で約1年にわたり熱心なご議論を頂戴いたしましたこと、改めてお礼を申し上げます。なお、第五次兵庫県国土利用計画につきましては、参考資料として本文、それからA3の裏表1枚物として概要版を添付させていただいております。

一方、「土地利用基本計画」ですが、国土利用計画が「大きな国土利用のあり方」、いわば将来像を示す長期的な構想であるのに対し、都道府県レベルでの土地利用の調整と大枠の方向づけを示すものとなっております。土地利用基本計画につきましては、国土利用計画の全国計画及び県計画を基本とするということになっていることから、先の計画改定を踏まえて今回変更を行うこととしたものです。

本日は第15期2回目の審議会ですが、本日からご出席いただいている委員の方もいらっしゃいますので、土地利用基本計画の概要につきまして簡単にご説明させていただきます。

まず、役割です。1ページの下に土地利用基本計画の役割ということで書いてあります。まず、役割とし、各個別規制法に基づく諸計画の間の総合調整、それから土地利用の規制に関する計画の上位計画としての機能を有しています。昭和49年の国土利用計画法制定前におきましては、それぞれの個別の根拠法を

もとにそれぞれの個別の観点からの必要性に基づき、土地利用のあり方について定めていましたが、総合的な見地から土地利用を調整する仕組みがありませんでした。折しも、列島改造の動きの中で急速に開発が進んだ結果、土地需要の逼迫と用途間の土地利用の競合が発生したことを踏まえまして、個別の規制法に基づく諸計画を総合的に調整するための計画として土地利用基本計画が設けられ、例えば、各地域が重複した場合にどのような土地利用を優先するのかといった調整指導方針が定められています。また、個別規制法に基づく土地利用規制に関する計画、例えば、都市計画法における都市計画、農振法における農業振興地域の整備に関する計画等ですが、これらに対する上位計画と位置づけられておりまして、個別法の指針としての機能を有しています。さらに、土地取引の事後届出制度におきまして、利用目的が不適切な土地取引があった場合にその利用目的の変更を勧告することができるということになってはいますが、その変更を勧告する根拠としまして、直接的な規制基準となっています。このほか、開発行為に関しては、土地利用計画に即して個別規制法のゾーニングですとか、開発行為の許可を行うこととなっています。このため、都市計画法上の開発許可等、あるいは農地法上の農地転用許可を通じ、間接的な規制基準としての役割を果たしているところです。

1枚めくっていただきまして、土地利用基本計画の役割（イメージ図）ということで、今申し上げたようなことを図表化していますので併せてご覧ください。

次に、土地利用基本計画の構成です。2ページの真ん中、「土地利用基本計画の構成」をご覧ください。土地利用基本計画ですが、「計画図」と「計画書」の2つで構成されています。「計画図」ですが、県土を都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域に区分して縮尺5万分の1の地形図上で図示することにより、適切な土地利用を図ろうというものです。土地利用基本計画は国土利用計画を基本にした「即地的」なものですので、中心的な役割を

果たすのはこちらの計画図ということになります。

この五地域区分ですが、個別規制法に基づく区域設定と連動しています。例えば、「都市地域」につきましては、「一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域」となっています。これは運用上、「都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている、または、指定されることが予定されている地域」と定義づけることによりまして、個別規制法とリンクさせています。同様に、「農業地域」ですが、「農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」としまして、運用上は「農振法第6条により、農業振興地域として指定されている、又は、指定されることが予定されている区域」、「森林地域」につきましては、「森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」としまして、「森林法第2条第3項に規定する国有林の区域、又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められる、又は定められることが予定されている地域」、「自然公園地域」につきましては、「優れた自然の風景地で、その保護、及び利用の増進を図る必要がある地域」としまして、「自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されている、又は、指定されることが予定されている地域」、「自然保全地域」につきましては、「良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域」として、「自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域、又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されている、又指定されることが予定されている地域」と、それぞれリンクしています。今申し上げた点につきましては、資料1の一番最後のページ、先ほど申し上げました土地利用基本計画と主な土地利用に関する個別規制法との関係におきまして図示をさせていただいておりますので、併せてご確認をいただければと思います。

そして、今申し上げました五地域の区分の設定につきましては、排他的になされているものではなく、相互に重複して区域設定がなされています。そうしたことから、これらの重複した地域区分の間におきまして、どちらを優先して取り扱うかという調整が必要になります。その調整方針を定めたのが、「土地利用の調整等に関する事項」を記載した「計画書」です。いわば、先ほど申し上げた計画図で地図を色塗り、特に重ね塗りをしたりするに当たっての基本的な考え方、ルール、この色の上にはこの色を重ねて塗ってはいけないですとか、そういったことを定めた基本的な考え方、ルールということです。ここが、県土を農地から宅地その他まで6区分に完全に分けて将来の目標数値を示した国土利用計画との大きな違いとなっています。

計画書の構成ですが、「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」、「五地域区分の重複する地域における調整方針」等で構成することとなっています。なお、2ページの3の(2)④「土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」、こちらも規定することになっておりますが、兵庫県におきましてはこちらに該当する計画はありませんので、この項目の記述は計画上なされていません。

それから、「計画図」と「計画書」におきましては、変更の頻度に差があります。「計画図」につきましては、個別の規制法に基づきます区域設定と連動していますので、土地利用動向ですとか個別規制法の運用状況を踏まえまして、概ね毎年度変更を行っています。一方、「計画書」につきましては、原則として概ね10年毎ぐらいに行われます国土利用計画の改定に伴いまして、改定後の国土利用計画の表現方法、内容に合わせるべく変更を行ってきています。先ほども申し上げましたが、今回は2ページの下、「変更の必要性」に記載していますとおり、国土利用計画の全国計画が平成27年8月に、兵庫県の計画が平成29年3月に改定されたことに伴いまして、それらを基本として変更することとしたものです。

3 ページをご覧ください。今回の土地利用基本計画の変更に当たりましては、こちらの「計画書変更方針（案）」に記載していますとおり、土地利用の基本方向や土地利用の原則を示しました「（１）土地利用の基本方向」におきましては、この計画が基本とすることとなっています第五次国土利用計画の改定内容に沿って忠実に内容を見直すという形をとっています。また、「（２）土地利用の原則」につきましては、第五次国土利用計画で新たに加わった視点、あるいは関連制度の改定を踏まえた修正を行うこととしています。第五次国土利用計画におきまして示しました地域類型、あるいは利用区分別の土地利用の方向性につきまして、先ほど申し上げました５地域の区分に沿いまして内容の組み替えを行うというイメージで作業を進めています。なお、土地利用基本計画の中心であります計画図変更の際の根幹部分である「（３）五地域区分の重複にする地域における調整方針」につきましては、関連制度の改正を踏まえた所要の修正を行う予定としています。

今後のスケジュールですが、１番下、今後のスケジュールと資料６を併せてご覧いただけますでしょうか。計画書につきましては本日の審議会において諮問をさせていただきますして、来年２月に予定しています次回の審議会におきまして答申をいただく予定で変更作業を進めてまいりたいと考えています。また、計画図の変更ですが、来年２月の次回審議会において、諮問し、ご議論をいただいた上で答申を頂戴するという形で進めさせていただきたいと考えています。なお、こちらにつきましては、例年どおりのスケジュールです。その後、答申をいただいた上で、計画書と計画図一体のものとして、国土交通省に意見聴取の上、平成３０年の３月に告示をする予定で作業を進めたいという風に考えています。

資料１の説明につきましては以上です。

続きまして、「土地利用基本計画の変更概要」ですが、資料２のＡ３横書きの資料でまずは概要をご説明します。参考資料のうち、Ａ３横書きの「兵庫県国土

利用計画第五次の概要」と併せてご覧いただければと思います。

土地利用基本計画の構成しましては、「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」、それから「五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針」ということになっています。これは国が示した基準に基づいた構成となっています。また、「土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全計画」は、一応国の基準の構成では入っているのですが、本県では該当がありませんので、こちらについては記述をしないということにしています。

まず、「土地利用の基本方向」ですが、資料2の真ん中左側「Ⅰ土地利用の基本方向」をご覧ください。こちらにつきましては、県の地域創生戦略を踏まえて策定しました第五次国土利用計画の「県土利用の基本方針」を踏まえまして、「兵庫らしい地域創生に資する前向きな県土利用」として、「兵庫の強みを活かした適切な県土利用」、「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」、「多様な主体の参画と協働による県土マネジメント」の3本柱を設定しました。こちらにつきましては、国土利用計画（第五次）の概要、表面の右側「3県土利用の基本方針」とリンクをさせています。「強みを活かした適切な県土利用」につきましては、第五次国土利用計画と同じように、「県土利用の安全・安心を高める県土利用」以下5つの小さな柱立てを行っているところです。また、「地域別の土地利用の基本方向」ですけれども、県土を5つの地域に区分しまして、それぞれの地域の実情に即した土地利用についての基本方向を示しています。資料2の土地利用の基本方向のちょうど真ん中のあたり、地域別の方向性ということで、青い点線で囲った部分ですが、こちらにも、第五次国土利用計画の「県土利用の基本方向（地域別）」、お手元の国土利用計画概要版ですと、裏面一番右側「（3）地域別の基本方向」、こちらを基本としまして、前回の土地利用基本計画から見直しを行っています。

次に資料2のちょうど真ん中、「Ⅱ土地利用の原則」です。こちらは、先ほど

申し上げましたとおり、土地利用基本計画図に示した五地域区分、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、こちらの5つの区分ごとに土地利用の原則を定めています。国土利用計画の「県土利用の基本方向」のうち、「類型別の基本方向」、「利用区分別の基本方向」、先ほどのA3判の国土利用計画概要版におきまして、裏面の左側「(1) 地域類型別の基本方向」、真ん中の「(2) 利用区分別の基本方向」、こちらにそれぞれ記載されていた内容につきまして、五地域区分に沿って内容の組み替え、まとめ直しを行うという形で変更の作業を進めています。

資料2に戻っていただきまして、「五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針」、資料の左下、Ⅲ番の表ですが、五地域区分が重複した場合のそれぞれの地域の土地利用の優先順位、あるいは調整の方針を定めています。例えば、都市地域と農業地域が重複する地域におきましては、都市計画法で定めます「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と、農振法で定める「農用地区域」が重複する場合は農用地としての利用を優先する。ちょうど表でいきますと、左から2つ目、上から3つ目のところに、左向きの矢印が書いてありますが、農業地域としての利用を優先するという様な中身を定めています。これらはいずれも国土利用計画を基本としまして、齟齬が生じないように見直しを行っています。

ここで、もう少し詳しく変更点について説明させていただきます。このお手元の資料3につきましては全文を記載していますが、ちょっとこれでは見にくいかと存じますので、資料4、主な変更点として新旧対照を記載したもの、それから資料5としまして全文を流し込んだ上で新旧対照をしたものをお手元でご覧いただければと思います。

まず、資料5の1ページ目には、前文を記載しています。「前文」につきましては、土地利用基本計画の概念を述べたものでして、修正をするような性格のものではありませんので、現行の計画のとおりとしています。

資料４の１ページ、それから資料５の１ページ中段以降の土地利用の基本方向の「（１）全県的土地利用の基本方向」ですが、先ほど申しあげましたとおり、第五次国土利用計画を踏まえまして、「兵庫の強みを活かした適切な県土利用」、「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」、それから「多様な主体の参画と協働による県土マネジメント」を基本方向として土地利用を進めることとしています。新たな視点としまして、例えば、「安全な地域への居住の推進」、「大規模太陽光発電施設についての周辺土地利用への配慮」、「農地の集積・集約」、「諸機能の分担、総合連携による持続的な県土構造の実現」等の内容を盛り込んでいます。いずれも、資料４、資料５下線を引いたところが今回の変更において第五次の国土利用計画の記述を反映させた箇所ということになっています。

それから、資料４の２ページ目、資料５でいきますと４ページ目以降です。「地域別の土地利用の基本方向」につきましては、各地域の個性や特性を活かした地域づくりに併せて、異なる価値観をもつ多様な主体が認め合い、補い合って暮らすことができる自律・分権型の「成熟社会」を目指し、多彩で魅力ある土地利用を図るということで、県を５つの地域に分けて記載しています。新たな要素としましては、第五次の国土利用計画を踏まえまして、例えば、「神戸・阪神地域」におきましては、「三宮周辺地区の再生とまちの賑わい創出」、「ポートアイランド地区と播磨科学公園都市との連携」、「オールドニュータウンの再生」、『北摂里山博物館構想』や六甲山の利活用」、また、「播磨地域」のうち東播磨地域につきましては、「小野長寿の里（仮称）」あるいは「オールドニュータウンの再生」等の視点、また、西播磨地域におきましては、先ほどと重複しますが、「播磨科学公園都市とポートアイランドとの連携」、但馬地域におきましては、「養父市の農業改革特区の規制緩和を活用した農地の流動化促進」、「丹波地域」につきましては、「たんば移住・管理プロジェクト」の推進、「淡路地域」につきましては、「『環境立島あわじ』を目標とした持続可能な社会の実現」等

の表現を、第五次計画を踏まえて盛り込んだところです。

資料4の3ページ目、資料5におきましては9ページ目以降、「土地利用の原則」です。こちら先ほど申し上げましたとおり、第五次国土利用計画の記述を五地域区分に沿って組み替え、また、まとめ直しをしたという形で変更しています。まず、「都市地域」ですが、既に都市機能が集積している地区内におきましては、近隣都市との機能分担、交流・連携の促進を通じまして、機能の更新・充実を図るとともに、低・未利用地とか空き家の有効活用、土地の高度利用や必要に応じた集約等で土地利用の効率化を図るほか、地域活力が低下している市街化調整区域におきましては、開発許可制度の弾力的な運用等により、地域の実情に応じて計画的なまちづくりを行うことなどを盛り込んでいます。農業地域におきましては、現況農用地に係る集積・集約の推進、また、優良な農用地の有効活用、中山間地域をはじめとした耕作放棄地の活用と記述を改めたところです。「森林地域」におきましては、「林業経営として収益の確保が難しい森林にあっては、天然更新による広葉樹林化等省力的な管理が可能な森林への誘導」との表現を追加しました。また、温室ガス吸収減対策等としまして森林の整備保全を図るとともに、持続可能な循環型林業の確立に向けた適正な利用など、記述を改めたところです。「自然公園地域」につきましては、現在、国におきまして「国立公園満喫プロジェクト」とししまして、国立公園のブランド化によるインバウンドを中心とした誘客促進を進めていること、また、特に瀬戸内海国立公園の六甲地域におきましては、国や神戸市と連携のもと活性化に取り組んでいることを踏まえまして、同地域において利活用に積極的に取り組んで行くという旨の記載を追加させていただきます。 「自然保全地域」につきましては、表現の微修正のみです。

続きまして、資料4の6ページ、資料5の13ページ以降ですが、こちらが「五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針」です。この部分が土地利用基本計画の「計画書」の調整という意味では中心的な部分になってま

いますが、ここの部分につきましては今回大きな変更はございません。なお、新たな視点としまして、農村地域における雇用創出を目的に農村地域への立地対象業種を拡大する「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」、いわゆる農村産業法の改正を踏まえまして、その趣旨に留意をした土地利用を図る必要があるということの追記を行っています。

以上大変長くなり申し訳ありませんが、事務局から今回の議案に関します説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただきましたが、ご質問、ご意見がございましたら承りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○1番委員 資料の2で基本方向の中で、「兵庫らしい地域創生に資する前向きな」と、何か修飾が多いのですが、もうちょっと簡略化した方が、他府県や国が見たときとかどうかなと思うのですが、どうですか。

○会長 いかがでしょう。

○事務局 こちらにつきましては、国土利用計画のほうにおきましても、お手元の、「兵庫県国土利用計画の第五次の概要」のA3の資料の表面の右上、「県土利用の基本方針、兵庫らしい地域創生に取り組むために」ということで基本方針をこのように定めていますので、それを踏まえて「兵庫らしい地域創生に資する」という表現にさせていただいたところです。

○会長 いかがですか。ちょっと複雑でしょうか。

○事務局 そちらの資料の表面右上に「3県土利用の基本方針」というところでも、「兵庫らしい地域創生に取り組むために」ということで、地域創生戦略に沿って今回の国土利用計画を策定した。それを踏まえて土地利用基本計画を変更するというようにしています。そしてその表現を引っ張ってきているものです。

○1番委員 これは修飾語で本文に書いたらおかしくないですか。兵庫らしい、前向きなと言うのは、それはもっと何か違う言葉で書いたほうがよいのではと思うのですが、いかがですか。

○会長 兵庫らしい地域創生という言葉は、これはバランスとしては国土利用計画のところとの対応ということで、県としてはお入れになりたいということですよ。例えば、この「前向きな」という表現をカットしたらもう少しすっきりするのではないのでしょうか。

○1番委員 そうですね。

○会長 本文には「前向き」と書いてあるのですが。ただ、「地域創生に資する」というのはキーワードのような気がするので、それは残すという方向でいかがでしょう。皆さんのご意見も踏まえて。

○1番委員 それはよいと思いますけどね。

○事務局 ご指摘のとおり、表現が長くなっていますので、「前向きな」というところは本文上は入れさせていただいていますが、こちらの概要版においては取るということで、簡潔にまとめさせていただきたいと思います。

○1番委員 本文も削除したほうがよいと思います。

「前向きな」というのは、本文の資料3の基本方向の10行目ぐらいの「前向きな土地利用に～取り組む」までを削除したほうが、品がよいと思いますが。

○事務局 ありがとうございます。こちら「前向きな」というのは、いわば当たり前のことですし、ちょっと表現も長くなっていますので、ご指摘を踏まえて、削除する方向で、今後作業を進めてまいりたいと思います。

○会長 それを抜いても別に意味は変わらないように思います。もう一度事務局のほうで十分考えていただいて、少し修飾語過剰だというご指摘ですので、簡潔にする方向でもう一度ご検討いただけますでしょうか。

いかがでしょう、他に。

○2番委員 　　ちょっとよろしいでしょうか。

○会長 　　はい、お願いいたします。

○2番委員 　　今回、基本方針のところはかなり前向きな文章に、前回に比べたらかなり明確な方向性が打ち出されていると思いますので、今の「前向きな」という文章は別として、私は評価したいなと思うわけですが、県土の約7割を占める森林のことは全体的に、ちょっとほかの書きぶりに比べたら少ないかなというような感じがしています。森林法等の法律の特徴から森林というのは木と竹が生えているところを森林と、簡単に言えば、生えていたらよいというような土地利用になっているわけですが、やはりここまで積極的な文章になったのであれば、もう少し、林業だけに利用するのが森林ではなくて、今、結構山を活用した観光、レジャーみたいなものも非常に盛んになってきておりますし、やはり、せっかく7割もある森林、山しかないんじゃないじゃなくて山がある、もっと活用価値があるといったところは、難しいのであれば仕方がないと思うのですが書いていただいたらありがたいなというのが一つです。

それと、資料3、1ページの一番下で「災害の発生リスクの高い区域等における土地利用制限の検討」や「災害リスクの低い地域への立地」は、具体的に何かイメージがあるでしょうかというのが2点目です。

3点目が、2枚目から3枚目ですけど、神戸・阪神地域の中で、一番後段の3枚目の阪神の上の方ですが、今の都市内農地、都市農業が非常に重要視されていて、国の方でもかなりここ二、三年、法律で改正されたりしているわけですが、ちょっとその辺に触れていただけるといいんじゃないかなという3点です。

○会長 　　それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局 　　まず、森林のところですが、資料5番の11ページから12ページにかけてが森林のところの記載としています。資料4でいきますと5ページのところが森林地域の記載です。一応、こちらで豊かな森ということで生物多様性の

確保ですとか、あるいは温暖化対策その記載、また、資料5でいきますと12ページの19行目あたりになります。里山という形で長い歴史の中で人間の働きかけを通じて貴重な資源として里山がつくられてきて、それを積極的に利用、維持管理を図って多面的な機能を維持しましょうというところは盛り込ませていただいています。

それから、都市地域のところの災害リスクの低い地域の立地につきましては、特に公共施設等が、いわゆる町の中核となってまいりますので、特に避難施設や災害の対策の中核の施設につきましては、非常に平坦な地域がずっと海岸沿いに続いている地域もあるかと思いますが、そういった状況制約の中でも、災害リスクのちょっとでも低い高台、断層から遠いところ、あるいは山裾の土砂災害等の危険を受けにくい場所等に、なるべくそういった機能を置く、また、機能を移す際にはそういった配慮をしていきたいと思いますという趣旨で入れたものです。

それから、都市内の農地についてのご指摘がありました。こちらにつきましては、資料5の5ページ目の29行目以下のところで、特に神戸・阪神地域におきまして、「生産緑地をはじめ、市街化区域内農地など都市農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と持続的利用を図るとともに市民農園等への公共的利用も図る」としています。こちらは、具体の施策名は記載していませんが、阪神地域のアグリパーク構想でこういったことを実現しようという動きがありまして、所管部局から「こういった文言を入れてほしい」という指摘もありましたので、それを踏まえまして、都市農業について推進を図るということで入れていきます。

事務局からは以上です。

○会長 いかがでしょう。

○2番委員 いや、結構です。

○会長 何か具体的に文言等で、表現が。

○ 2 番委員 そこまで具体的にはないです。

○ 会長 何か文言的に表現としてつけ加えることがありましたら、ぜひご提案
いただければ。

○ 3 番委員 一つよろしいでしょうか。

○ 会長 はい、どうぞ。

○ 3 番委員 今も都市農業のことを言われたんですが、これは資料 4 の 4 ページ（1）都市地域の 4 ポツ目ですが、「市街化調整区域においては開発許可制度の弾力的運用等により、地域の実情に応じた計画的なまちづくりを推進」という、いいことがここに書いてあるんですが、この資料 2 の「Ⅲ重複する地域の土地利用の調整指導」という中で、この農業地域、農振農用地がこの中にあれば、もう全然動かないんですね。ですので、これはなかなかいいことが書いてあるんですが、実際の話、この市街化調整区域内に農振農用地が少しでもあれば、もう全然何にも動かない。もうそのままなんですね。こういうことも含めて、本当に「市街化調整区域内の弾力的運用」って書いていますが、弾力的運用が本当にできるのかどうかと思うのですが、この辺の整合性というのはどのように考えているのでしょうか。

○ 会長 事務局、お願いします。

○ 事務局 おっしゃるとおり、資料 2 の左下の「重複する地域における指導方針」におきまして、農業地域については農業地域の方向で矢印が並べています。一応これは農業振興地域いわゆる農振法の網がかかっているところ、農用地区域は農業を特に進めるというところになってますので、農用地区域についての開発は難しいのかなというところですよ。

ただ、その他の区域におきまして、なるべく他の用途への転用はしないということにはなっていますが、例えば地区計画制度でありますとか、そういった中で他との調整が、公共の福祉の観点からやむを得ない場合については都市的な利用も認めるということで、例えば今回の農村産業法改正の趣旨とか、地区計画制度、

あるいは集落地区計画制度等の範囲の中でなるべく弾力的な運用を図るということが実態かなと考えています。

○会長 実際のまちづくりで直面した場合に、今ご指摘の点というのは大変重要な点と思います。

○3番委員 もう一度いいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○3番委員 地区計画の中で本当に農振農用地がそこまで弾力的運営できるのかどうか、我々、まず今までそんなことは聞いたことがないし、できたことがないんですよね。でも、この中では、これから計画的なまちづくりを推進と書いてある。全然この辺がもう違っておるような気がするんですよね。ですから、この辺の整合性はやっぱりもう少し我々は欲しいなと思います。

以上です。

○会長 どうぞ。

○4番委員 ちょっと補足といいますか、ちょっと事務局の説明の中で補足があるかなということで、今もう一度この表をご覧になっていただいて、今、3番委員からご指摘のあった農業地域と都市地域との関係におきまして、×がついているところ、これは農用地区域と、その上のほうを見ていただきますと市街化区域と用途地域、要するに法律によって、都市計画法によって市街化区域の指定、あるいは用途地域の指定するエリア、これと農用地区域、農振法によって指定される農用地区域に関しては重複しない、これは法律にそう書いてあるという、農振法のほうに市街化区域、用途地域に関しては農振地域を指定しないと書かれている。これはもうこのとおりになるんですね。

今、特に議論になっているところに関してはそういうことではないんですけども、市街化調整区域の集落あるいはその他の地域において、どうしても現状の維持すら難しくなってきたという状況があるので、この市街化区域、用途地域とい

う大きな塊ではさすがに尺に合わないんですけども、もう少し小さな塊をつくっていき、公共施設の余分な投資が必要ない範囲を選んで場所を特定して、都市的土地利用を図っていこうということを進めていく中で、こちらの計画書といひますか、その本文の中にきめ細かく書かれていると。ただ、表現として公共の福祉の観点という、どこの法律にも書いてあるような言葉があるので、そういった思想というのがところどころ、原則であるとか方針の中に書かれているので、そういうところから引っ張ってもう少し明確にするということと、行政同士、農業分野同士、あるいは土地分野同士がもう少しこれを尊重して調整していくことをより明確に明記したら、そういったどんな場合だったらお互い本当に譲り合えるんだというのが明確になると思います。

以上です。

○ 2 番委員 ちょっと違うような気がするのですが。農振地域指定だけでしたら意外と運用は効いているんですけども、市街化調整区域とダブってるときにはなかなか難しいと。

○ 3 番委員 大変なんです。

○ 2 番委員 都計法では市街化調整区域だったら、もう開発しないと決めているので、だから、今回も弾力的に運用するっていうのは前向きって逆にとらえたんですけども。少しはそうしてねという。

○ 3 番委員 いいことなんですよ。

○ 2 番委員 少しはそうして欲しいという。だから、農業サイドも、開発サイドも、やはり両方の法律のダブっているその調整区域と農振地域についての扱いというのは、もう農家指定の分家住宅しか建たないという様な話がいっぱい発生しているので、その辺がなかなか難題だなとは思いますが、その辺がうまく調整できればいい、ありがたいなと思うのです。

○ 会長 どうでしょうね、難しいですね。

- 2 番委員 まあ、部局間でも相談してください。前向きの文章を書いていた
だいでいるのであれば、実行の段階で前向きに取り組んでいただくと。
- 3 番委員 いや、でも、本当にこれを見たら我々は嬉しいんですよ。嬉しい
んです。でも実際はこれやないだろうな、と。
- 2 番委員 逆に、森林法のところにも農振法のところにも同じこと書いて欲
しいなと僕は思っていました。
- 会長 元の国土利用計画にもこの文言が使っているから、これから時間をか
けて調整をしていくような仕組みを現実につくっていただくということでしょう
か。この段階ではなかなかこれ以上書けないですね。
- 5 番委員 事務局よく頑張っているのはわかるんですよ。今の課
題を何とか全部書き込もうということで一生懸命やっておられると思うのです
が、やっぱり読んでいて本当に疲れるというのか、文章が全部長いから、基本的
に。やっぱり 3 行ぐらいで抑えたほうがいいのではないのでしょうか。うまく修飾
語を使って。例えば、産業のところでしたら、資料 3 の 2 ページ目の「(ウ) 産
業競争力を強化し…」のところでも、「本格的な人口減少社会を迎え」からずっ
と 6 行ほどありますが、真ん中で切ってもうまくつなげていけるとは思うんです
よね。ほかでもいろんなところで、やっぱり長いなというのがすごく気にかかっ
たので、ちょっと工夫をされたらどうでしょうか。例えば、3 枚目裏、播磨地域
の臨海部の箇所でも、「臨海部の市街地においては、新産業の立地云々」で、
「とともに、市街地の周辺等においては」というので、ずっと長くなっていますが、
「新しい地域づくりを進める『いなみ野ため池ミュージアム』や」とする前
に、「図る」で一旦切ってもいいし、あるいは「いなみ野ため池ミュージアム」
のところなんか、「具体的には」か、何かで新たにつないでいくとか、ちょっと
読んでいてもものすごく疲れました、全体に。そこを、もう一工夫されたらよりわ
かりやすいものになるかなという気はします。内容はちょっと読み切れなかった。

ほぼ入っているけど、無理して入れ過ぎてるかなという気もしなくはないのですが、あえて言ったら、枕言葉で人口減少社会というのがあちこちで出てきていますが、やっぱりこの影響というのは相当大きいものがありますので、枕言葉で使うだけでなく、具体的にどんなところで影響してくるのかというのを、もうちょっとわかりやすくした方がいいかなというのがあります。

それと、細かい点では「人材の誘致」、人材の場合、「誘致」と言うのかな、やはり「人材」「確保」かな、と思います。企業立地なり投資の「誘致」というのは使わないことはないですが、人材の「誘致」というのはなかなかね。使わないこともないですが。そういったことも含めてちょっと文章の長さとか、言葉の使い方というのをもう一工夫していただいたらありがたいなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。もれなく文章の中に入れ過ぎというか、盛り込み過ぎというところなので、できる限り読みやすくなるようにもう一遍修正していただけますでしょうか。先ほどの用語の件も含めましてお願いします。人材の誘致というのも少し不自然な表現ではないかというご指摘なので、置きかえていただけますか。

いかがでしょう。

はい、どうぞ。

○6番委員 資料5の9ページ、土地利用取引の都市地域のところですが、前回も表現では「集約型都市構造」というようなことで、割と一般的なコンパクトシティ的な話が全面に出ていたのに対して、今回前向きなといいますか、より具体的で兵庫県の実情に即した方向性が挙げられているというのは非常にいい変化かなと思います。しかし、現行の10ページのところで、5行目、6行目ぐらいですか、「既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。」先ほどから出ているよ

うな市街化調整区域での弾力的な活用というのは、私も非常に重要だと思っておりますが、全体として自然的な土地利用を減らすことなく、できるだけ今ある都市の空間を利活用していくというようなメッセージは必要じゃないかなと思いましたが、その部分はきちんと方向性としては示したほうがいいのではないかなと感じましたので、ちょっとご検討をお願いしたいと思います。

○会長 確かに矛盾するような話になりかねませんので、そのところは、ちょっとうまく整理して記述して下さい。

○事務局 全体の中では資料5の3ページの36行目から4ページのところにかけて、「森林、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観に影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行う」と、前提のところでは書かせていただいています。

あと、都市地域の中で、例えば、「低未利用地や空き家の有効活用」ということで記載していますが、自然的土地利用からの転換抑制について、再度記載したほうがよいのではというご意見ですので、その方向で、どう入れたら収まりがよいのかを含めて検討させていただきたいと思います。

○会長 7番委員、どうぞ。

○7番委員 全体を通してなのですが、私は自然保護という専門分野ですが、自然だとか生態系だとか生物多様性という言葉はすごくたくさん使われているのですが、歴史や文化という言葉がほとんど見当たらず、「丹波の森構想」のところで、「人と自然と文化が調和して」とかはあるんですけども、やっぱりいろんな自然景観と言われているようなところに実は人の生業の歴史なり文化なりが入ってきたりしていると思います。ですから、何らかの形で歴史とか文化という言葉をもう少し丁寧に入れていただければと思うのですが、じゃあ、どこでと言われるとすぐに答えられないんですけども、例えば資料4の1ページの1

の（１）の（イ）ですかね、「住みたい地域」のところで、地域の個性ある美しい自然及び文化的景観の保全とか、何かそういう形でもう少し生業のつくってきた景観や資質も、本当の自然っていうのはなかなか少なく、二次的自然が多いので、その辺をもう少し配慮いただければと思います。

○会長 ありがとうございます。そういう視点で、もう一度見直していただけますか。

○事務局 今ご指摘があった資料５でいきますと２ページ目の９行目からの（イ）のところで若干今おっしゃったような「文化的」という文言はどこかでうまく追加していきたいなと思います。そのほか、今の案文でいきますと森林のところ、ちょうど１２ページの１６行目からの段落のところですが、１９行目から農山漁村集落周辺の森林については、「長い歴史の中で人間の働きかけを通じて形成されてきた里山として」ということで、従来、入れていなかった文言を追加させていただきますので、ご報告させていただきます。

○会長 もう一度全体を見ていただいて、ご意見を反映させるところを考えていただけますか。

 ８番委員。お願いします。

○８番委員 防災の観点から、資料５の右の変更案の１ページ最後の行、ハード対策と避難対策を中心としたソフト対策についてです。ハード対策は一括でハード対策と言われている、ソフト対策に修飾語がついていて、「避難対策を中心とした」という文言がありまして、質問としては、その「避難対策を中心とした」ということが以降の文章でどれに当たるのかというのがよくわからなくて、ハードとソフトの仕分けというのもあまりよくわかりません。「このため」っていうところが、次のページに、具体的に二、三行書かれていると思いますが、ちょっとここが曖昧ですね。なぜ、わざわざ、「避難対策を中心とした」ということをおっしゃっているのか、なければこれはしょうがないですが、具体性が見

えてこないですね。それが一つと、あともう一つは2ページの「農地、森林のもつ県土保全機能の向上」、これ、パッと見ると、先ほどこだわって見ると、防災というのは農地があって、森林があって、土砂崩れを防ぐ、まあそのように取れるのですが、例えば都市部の農地とか都市部のため池とか、そういう防災機能をどう考えるのかっていうのがこの中で触れられていないということ。淡路の部分を見ると、9ページを見ると「農村地域においてはため池の」とかですね、「農村漁村においてはため池、農地のため池がもつ防災機能を高める」と、それを見ると農山漁村に限定しているという、都市部におけるため池はたくさんあるんです。それをどう捉えるか。明確でないのであれば結構ですが。その2点ですが、いかがでしょうか。

○会長 はい、よろしいですか。

○8番委員 あんまり細かく言わなくても、修飾語は取ってもいいような気もするのですが。

○事務局 1ページ目の避難対策については、ソフト対策の修飾語になりますので、取り除くことについては、特に事務局としては、こだわりはありません。

○8番委員 これがあると、このためのところ等で触れているのかなと思って、そうでもなさそうなんです。

○事務局 ないです。

もう1点、都市部の農地とかため池につきましては、神戸・阪神地域5ページのところです。都市・都市近郊農業のところ、30行目31行目あたりに、「災害時の防災空間の確保」という意味での農地の活用という点は触れていますが、ご指摘のとおり、いわゆる水を貯めるとかいうところについては記載していませんので、例えば農地のところで表現を工夫して考えて行きたいなと思います。

○会長 では、そこは検討していただけますか。

○ 8 番委員 よろしくお願ひします。

○ 会長 お願ひします。

ほかにいかがでしょう。

○ 9 番委員 よろしいでしょうか。

○ 会長 どうぞ、お願ひします。

○ 9 番委員 先ほど 3 番委員から問題提起のあった調整区域の、特に農用地との話ですが、個別具体的に直すところは実はほとんどはなさそうな気がします。非常にきちっと書いてあると、ただし、この農業地の書きぶりについては、どちらかという、都市地域の視点から書いてあるのです。もちろん農業地域でも、本文には「農用地区域を除く農業地域の農用地については云々」というのがあって、ただし書きで「農業以外の土地利用計画との調整がなされた場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重する」という書き方をしてあるのですが、資料 2 の概要版ですが、例えば、農業地域の細区分。この「農用地区域を除く農業地域」のところ、「原則他用途への転用なし」というふうに断言されているということは、非常に現実的にあくまでただし書きですので、本来はこう書くべきだっていうのは非常によくわかるのですが、今正直、私が多少いろいろ地域づくりのお手伝いしているような地域では、地元の要望はとても強いですよね。とにかく「何とかこの地域の衰退を今の時代でとどめたい」という思いが結構あるわけですから、そういう部分を、例えばこういうところで少しただし書きをここで書くとか、そういう工夫はできないでしょうか。

○ 会長 いかがでしょうか。

○ 事務局 「原則他用途への転向なし」ということで資料 2 に書かせていただいています、ただし書きの部分が非常に重要ということですので、ここはただし書きの部分の趣旨を追記する方向で考えたいと思います。

○ 9 番委員 本文に対する変更ではないので、もしかしたらここの場での意味

しかないかもしれないんですけども、概要版でちゃんとそういう記述があるかどうかというのは、意識のレベルでは影響がある可能性はあるなというふうに期待しますので、ぜひよろしくをお願いします。

○会長 この概要版も併せて公表されるので、それはきちんと整合性を取っていただいたほうが良いと思います。よろしくをお願いします。

いかがでしょう。お気づきの点、どんどん出していただけますでしょうか。事務局のほうの宿題は増えますが、いかがでしょう。

○2番委員 ちょっと質問、いいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○2番委員 グリーンインフラって書かれているんですけど、グリーンインフラとはどんな中身なのでしょう。用語の説明だけでもいいです。資料5なら2ページの15行目の「グリーンインフラなどの取組」です。グリーンインフラっていうのは行為のことなのか、ただ緑が多いとか、そっちだけの状態というか、何かどっちかなとちょっと思ったので。

○会長 日本語に訳したらどういう意味になりますか。

グリーンインフラとして整備するとかいう意味だったらわかるんですけどね。

○2番委員 そうです。「グリーンインフラの整備」であれば質問はしなかったのですが。「取組」と書いてあるから質問しただけです。

○事務局 県の国土利用計画におきまして、グリーンインフラとは、「社会資本整備、土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める行為」と規定しています。

○2番委員 それやったら取り組みか。

○会長 別途そういう定義があればいいですけど。いきなり出てくるとちょっとわかりにくいですね。注釈か何か、もう少し要約した内容で表現するか。

はい、どうぞ。

○ 1 番委員 資料 5 の 4 ページの、18 行目から 21 行目ですが、「地籍整備の実施による…地籍調査の計画的な実施を」と、何か言葉が続かないです。地籍整備の実施によるというのは土地境界の明確化と一緒になので、「地籍整備の実施による～土地境界の明確化まで」を省いていただいたほうがよくわかると思うんです。「また、土地境界の明確化は…地籍調査の計画的な実施を推進する」という方がわかると思うので、そのほうがいいと思います。

○ 2 番委員 これは単純に地籍整備じゃないですよ。地籍調査の間違いではないですか。

○ 1 番委員 そうです。

○ 2 番委員 地籍整備というのは何ですか。

○ 1 番委員 地籍整備というのを使いたい気持ちはわかりますが、省いたほうがよいと思います。二重になるので。

○ 事務局 また、「土地境界の明確化」ということですね。

○ 1 番委員 はい、そうです。

○ 事務局 わかりました。ご指摘ありがとうございます。

○ 2 番委員 逆に、土地境界の明確化を行う、図るか行うかを追記してほしい。「調査の実施は」とか。

○ 1 番委員 まあどっちでもいいです。

○ 会長 それでは文章化をお願いします。

○ 10 番委員 資料 5 の 12 ページの 10 行目、森林の林業経営として収益が確保しがたいところに、またしても広葉樹やら天然資源の更新を図る、こんなことがありうることはないと思うんですね。森林経営をやるのに。この辺は文章としては削除していただきたい。そして、木材利用をもう少し推進することを明確化した文章をこの辺に入れていただきたい。経営の成り立たないところへ、ま

たしてもそういうようなことをするとか述べる必要はない。

○会長 どうですかね、この認識は。

○事務局 資料5の12ページの10行目、11行目のところですね。要は、
林業として広葉樹林を育てたりとかいうことではなく。

○10番委員 林業経営をやるんでしょう。

○事務局 林業経営が成り立たないような森林、しかし、その山が荒れたまま
にするわけにはいきませんよねとなった場合に、じゃあどうするかということで、
例えば広葉樹林化ですとか、後はその元々のその山の形ですね、広葉樹林が天然
更新をされていくような形で、人の手をかけずに、自然の生業に任せる形です。
林業のための林というものではなくて、多面的機能を有する森林という形で維持
できればという趣旨ですので、広葉樹林で何か林業をやるとか、里山林とかそう
いったものではなくて、いわゆる針葉樹を植えて、それがもう林業として使われ
なくなったとかいう様なことを防ぐ手だてとして、こういったことをしてはどう
かと。これは国土利用計画でもそのようなニュアンスで入れさせていただいてい
ますので、林業のために広葉樹林化するのではないということ、もう少しわか
るような書きぶりにさせていただく方向で検討したいと思います。

あと、木材需要につきましては、例えばバイオマス発電等の新たな需要ですと
か、そういったことを盛り込ませてはいただいておりますので、県産木材の安定
供給や利用拡大と、今のページの6行目から8行目、「利用拡大等を通じた森林
資源の持続可能な循環利用」に、これはまさにご指摘の林業として森を使うとい
う部分でございますので、ここもちょっと国土利用計画を踏まえながら、もう少
し林業の振興というのがわかるようにちょっと表現を工夫したいというふうに思
います。

○10番委員 ここは書かんとね、「木質バイオマス発電等の利用に対する県
産木材の安定供給」とすると、どの木材も優良材、みんなバイオマスに行きなさ

いよというのと一緒ですよ、これ。そうすると、木材利用の良質の木材を利用するとかはどこにもないということが、明確にここに上げていただきたいと。

○事務局 木材として使える良質な木材とその他バイオマス……。

○10番委員 木質も、バイオマスに利用するのは未利用材でしょう。

○2番委員 今言われているのは、値段の高い建築用とか何かは使うなって書いてあるんじゃないかということです。

○10番委員 県産材も全て、バイオマスに行けよというような表現にとられませんか。

○事務局 そこはご指摘踏まえて、木材として使われるべき良質な木材の話と、いわゆる森林資源の有効活用という意味でのバイオマスの話がもう少しわかるように表現を工夫したいと思います。

○会長 このままでは、誤解が生じる可能性があるのでよろしくお願ひします。いかがでしょう。

どうぞ、お願ひします。

○11番委員 阪神地域に関してなんですけれども、資料3の3枚目の表側、「臨海部の埋立地、遊休地においては」というところで、「先導的事業としての基盤整備や」というようなくだりがあるのですが、阪神地域の臨海部で地場産業の活性化も大事なところではないかと思うのですが、ここで書かれていることが実際にできるところとなると、やっぱり大きな資本をもった大手メーカーや、大企業でないちょっと難しい話なのかなと思ったのですが、この文章で示しているゴールとしてはそういった地場産業の活性化では、どんなイメージをもたれているのかなと思ったので、ご説明いただきたい。あと先ほど、地域の歴史とか文化というお話もありましたが、太陽光パネルの設置で、今、景観が損なわれているんじゃないかというような声もお伺いしたりするんですが、これも時代には逆行するのかもしれないのですが、そういった課題について何か触れられている、

あるいは課題意識があって書かれているものがありましたら、その部分をちょっとご説明いただきたいのですが。

○事務局　　まず、1点目の地場産業というお話ですが、具体的にはどういったものをご想定でしょうか。

○11番委員　　地場産業というか、地元の企業とか既存の企業が活性化するよ
うなというイメージです。尼崎でしたら、元々ものづくり産業が盛んですので、
そういったところが活性化されるようなイメージを、私は、それも大事じゃない
かなと思っているんですが、いや、これをやることでそういうところも活性化す
るんだよと、こういうふうに活性化するんだよというふうなイメージがあれば、
そういったご説明をお願いしますか。

○事務局　　それにつきましてはもうちょっと前のところで、尼崎等に限らず、資
料5の2ページ、下の方の「兵庫の強みを活かした県土利用」の「(ウ)産業競
争力を強化し、人や企業…」のところに、「地域産業の活性化といったところで、
阪神地域に限らず全県的に取り組んでいこう」と書かせていただいています。

それと、太陽光につきましては、そのすぐ上の26、27行目に「太陽光発電
施設などの再生可能エネルギー施設については周辺の土地利用状況や自然環境、
景観、防災等に特に配慮する」ということで、一応問題意識をもって書かせてい
ただいています。

○会長　　いかがですか。

○11番委員　　はい、ありがとうございます。そうですね、実際、尼崎でいい
ますと、パナソニックを誘致して、でもそれで結局今、大手の企業も昔のように
安心できない状態なので、大きなリスクを背負うことになったわけですけれど、
「結構そういった大手のメーカーとしか、実は県は見ていないんじゃないか。」
というような声を地元の企業さんからもお伺いしたりするんですね。そう言った
観点でちょっとお伺いをしたんですけれども、地場産業の活性化ということで、

もともと既存、外から何か呼んでくるというだけではなくって、そういった観点もちょっと大事にさせていただきたいなと思います。

太陽光パネルについては、実際計画で書いてどこまで制御できるのかと言えば、それもそうなんですけれども、恐らくこれから自然エネルギーということで、さらに採用される方、考えられる方、多くなってくると思いますので、しっかり環境の保全や景観の部分で特に注視していかないといけないところだと思いますのでよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう、ご意見。

はい、どうぞ、お願いいたします。

○12番委員 まずちょっと最初にグリーンインフラという言葉が出ましたので、私も本会議で知事あてに質問をしたことがあるので、ちょっとだけ補足。直訳すると自然の力、緑の力を生かしたインフラ整備、ご存じのとおりだと思うのですが、例えば水はけの悪い、水のたまる公園があれば、今までならコンクリートの排水口をつけるところを、芝なり土なりをふやして、自然の力でこの水はけをよくするとか、そういった部分のとらえ方なんですけど、知事に聞くと、「今までどおり兵庫県ではやっているから、そのような言葉は使わなくていいよ。」と言われたのですが、恐らくこれは国交省が気に入っている言葉だと思いますので、私としては個人的にこれを活用して国の協力とかも十分仰いでもらいたいなというのが一つです。

それと、一番大きな、最初のところにありました「兵庫らしい地域創生に資する前向きな県土利用」、こういうと確かにまどろっこしいと私も感じます。ただ、恐らく、今までちょっと行革の影響で無駄を削減としてきたところを、よりちょっと復興から次の時代に、前向きに向かうのであるという気持ちがこんなところに出ているのかなと思わなくもないので、表現としてより積極的な気持ちを入れ

てもらえたらうれしいなという意見だけさせてもらいます。

それと、例えば資料5、私は阪神地域なので、5ページのアのところの「神戸・阪神地域は行政、商業・業務、居住、教育、文化」、この後に「等」と入っているんですけど、この「等」というのは具体的に何かあるのかなと。「等」という言葉が入ると細かくチェックして気をつけると先輩方からご指導いただいております、ほかのところにもやっぱりちょっと「等」が多いので、具体的に書ける部分は書いたらどうかなという全体的な意見なのですが、例えば、この阪神地域の文化の後に書いた「等」というのは大体何かどういったものを指すのかなと。行政、商業、居住、教育、文化。

○1番委員 歴史か。

○12番委員 歴史。

○1番委員 歴史ぐらいですね。

○12番委員 ということところが気になるので、何かお答えがあればお願いします。

○会長 3点ほどご指摘いただいておりますけど、どうですか。

○事務局 文化等の「等」でございませけども、福祉といったものです。具体的に記載されたしということであれば検討したいと思います。

○会長 項目を上げ出すと切りがないような気がします。一度ほかの文章とも比べて抜けている項目があれば追記して下さい。確かに、積極的とか、前向きにとかいう、修飾語を取り組みにかけてもいい、除くかわりに、今までと踏み出してよりアクティブにという意味で、省くだけじゃなしにそういう表現を込めるということも考えていただけますかね。

よろしゅうございますか。

○12番委員 どうもありがとうございます。

○会長 いかがでしょう、ほかの。

はい、どうぞ。

- 1番委員 5番委員がおっしゃったように、もうちょっと読みやすいのが、赤で修正されたところが長いというのが、もうちょっと短くならないかなと思いますので、重ねて申し上げます。

以上です。

- 会長 その点はぜひ改良していただくよう、よろしく申し上げます。

いかがでしょう。この計画書の中で全てのことを、それぞれの箇所で書き込むというのは確かに難しいことだとは思いますが、また、探せば確かにおっしゃるように、文言として見つけ出せるところがあるんですが、今回のご指摘も受けてメリハリをつけて、ある程度詳しく書くべきところは補足していただいたほうがいいのかもしれませんが、探し出せばどこかに書いてあるというのは確かにわかるのですが、特に今回のご指摘いただいた点について書き込むべき内容はよろしくご検討申し上げます。さらに、基本的にもう少し読みやすくするという点は、これは文章表現の問題ですのもう一度見直していただくということでよろしく申し上げます。

非常にたくさんの点をご指摘いただきましたので、なかなかこの場でこう直すという回答は難しいと思います。一つ一つのご意見を整理していただいて、次回までに、それに対してどういうふうに対応していただいたかということをご示していただきたいと思っています。いましばらく事務局とのディスカッションをしながら、よりよいものに仕上げられるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに、いかがでしょう。何か。

はい、どうぞ。

- 13番委員 水源に、「森林のもつ機能の中で水源としての機能」というのは少し触れられているのですが、水資源としては、表面を流れる水もありますが、

地下水としての重要性というのは大変大きくて、それは森林がかなり蓄えていると思われまので、ちょっと水源を絶対にほかの用途に転用しないとか、それぐらい強い思いを持って水源を保全していくというような取り組みが、これから必要になってくるんじゃないかなと思います。兵庫県にしても隣の岡山県にしても大変いい水資源を持っていますし、雪が積もって、それがだんだんと流れてくるというようなことも、水資源を安定供給するのに大きな機能を果たしていると思いますので、流れてくる水だけに目を向けるのではなくて、森林そのものがたくさん水を保持しているという、そういうことをちょっとどこかに入れられたらいいんじゃないかなと。将来にわたって安心して暮らしていくのに、水というのが絶対必要になってきますし、どこかでも言ったこともあるのですが、外国から見るとそういう水資源を割と雑に扱っているというか、日本は水に恵まれていますので、営利活動とかによって侵されないようなことを考えていただけないかなと思います。

○会長 今の視点はちょっと書き込んでいない視点ですが、どこかで読み取れるところはありますか。

○事務局 ただいまのご指摘ですが、資料5の12ページ4行目に、「森林の持つ生物多様性保全、地球温暖化防止、水源涵養機能等の多面的な機能を、将来世代が享受できるよう」ということで、入れさせていただいています。

あと、2点目にご指摘ありました外国資本が買ったりといったことは、今回の土地利用基本計画書につきましては相互の利用調整が趣旨になってまいりますので、こちらの計画に盛り込むかどうか、計画として盛り込むことが難しいようであれば、検討させていただければなと思っています。よろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、予定した時間になってまいりましたので、本日は大変貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。ほかに特にご意見がないようですので、本

件につきましては、次回の審議会で新たに修正案を事務局からお示しさせていただくと同時に、計画図とともに来年の2月の審議会で答申していただく予定です。今日の議論も踏まえまして、その後お気づきの点がございましたら事務局のほうに個別にぜひお知らせをいただきたいと思います。事務局からも改めて意見を個別に照会させていただきますので、その折にはどうぞご協力よろしく願いいたします。

それでは、議事進行を事務局のほうにお返しいたします。

どうもありがとうございました。

○事務局 会長、委員の皆様、熱心にご議論いただきありがとうございました。

途中からご出席いただきました委員の先生がいらっしゃいますので、ここでご紹介させていただきます。14番委員様でございます。

○14番委員 すみません、今日は会議が2つバッティングしました。どうもすみませんでした。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、県としましては3月下旬の変更告示を目指して作業を進めてまいりたいと考えていますので、委員の皆様、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、今日の第62回国土利用計画審議会を閉会いたしたいと思います。

本日は長時間にわたり、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。それではお忘れ物のないようお帰りいただければと思います。

ありがとうございました。

(閉会 午前11時56分)